

清酒券の払戻しのお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 1 日をもって株式会社美少年へ事業譲渡する為、資金決済に関する法律第 20 条 1 項の規定に基づき発行済清酒券の払戻しを次のとおり実施します。

○対象となる清酒券 美少年清酒券

○払戻期間 平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで

○申出の方法・払戻しの方法

払戻し期間内に次の場所に清酒券をお持ちください。現金と交換致します。

火の国酒造株式会社（8 月 1 日より株式会社美少年）

熊本県熊本市南区城南町隈庄 4 0 1

TEL0964-28-2111

○払戻し期間内に申出をされないと払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

火の国酒造株式会社